新潟市民病院職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年７月３０日

新潟市病院事業管理者　五十嵐　修一

新潟市民病院管理規程第１０号

新潟市民病院職員給与規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員給与規程（平成２０年新潟市民病院管理規程第２０号）の一部を次のように改正する。

第４条の２の次に次の１条を加える。

（給料の調整額）

第４条の３　条例第２条の２に規定する給料の調整を行う職は、別表第７の２の職員の欄に掲げる職員の占める職とする。

２　職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第７の２の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

３　定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第７の２の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、就業規程第８条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

４　前２項に規定する調整基本額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第７の３に掲げる額（その額が給料月額（前項に規定する職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の１００分の４．５を超えるときは、給料月額の１００分の４．５に相当する額）とする。

５　第２項及び第３項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の１００分の２５を超えるときは、給料月額の１００分の２５に相当する額を給料の調整額とする。

６　第２項、第３項及び第５項の規定による給料の調整額並びに第４項に規定する調整基本額に１円未満の端数があるときは、それぞれ端数を切り捨てた額をもってこれらの規定の額とする。

７　前各項に規定するもののほか、給料の調整額の支給に関し必要な事項は、新潟市職員の俸給の調整額に関する規則（平成１９年新潟市人事委員会規則第３０号）の適用を受ける職員の例による。

第２４条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第２４条の２中「育児休業法第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。）」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

附則第１９項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

別表第７の次に次の２表を加える。

別表第７の２（第４条の３関係）

勤務箇所	職員	調整数
新潟市民病院	診療報酬の地域医療体制確保加算２の施設基準に係る届出書に記載している特定診療科の診療を行う医師	1

別表第７の３（第４条の３関係）

給料表の種類	職務の級	調整基本額
病院企業医療職給料表（１）	１級	5,400 円

	２級	6,600 円
	３級	7,300 円
	４級	7,800 円

附　則

この規程は、令和８年８月１日から施行する。